

北本市パートナーシップ宣誓制度一部改正（案）

ア 自治体間連携協定

1 背景・目的

パートナーシップ宣誓制度は埼玉県内63市町村のうち58市町村で導入済みです。しかし、自治体それぞれの要綱等によるため、宣誓した自治体から転出すると効力がなくなり、新たな自治体で再度宣誓をする必要があります。宣誓にはパートナーシップの双方が来庁したり、独身証明書等の必要書類を提出しなければならないなど手続きが煩雑です。

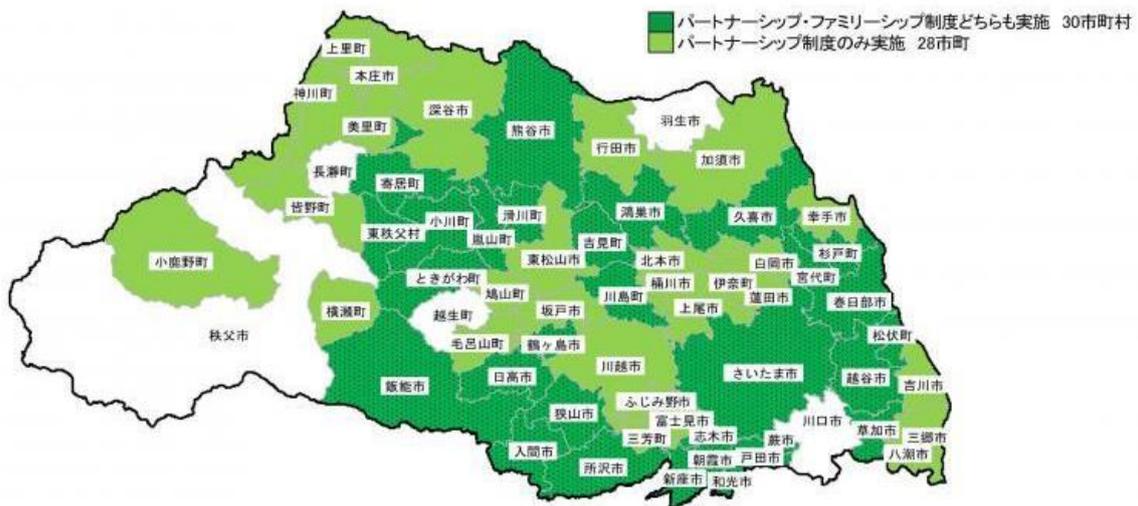
そこで令和5年9月11日に川越市より埼玉県内全域での自治体間連携協定が提案されました。締結した自治体間での手続きを簡素化し、制度利用者にとっての負担感軽減を目的とするものです。

北本市も川越市の提案する自治体間連携協定に参加し、利便性の向上を目指します。

(参考) 参加意向あり：60*市町村、参加意向なし：3市町（川越市意向調査）

*今後要綱制定予定の市町を含む

県内市町村パートナーシップ制度等実施状況(令和5年11月1日現在)



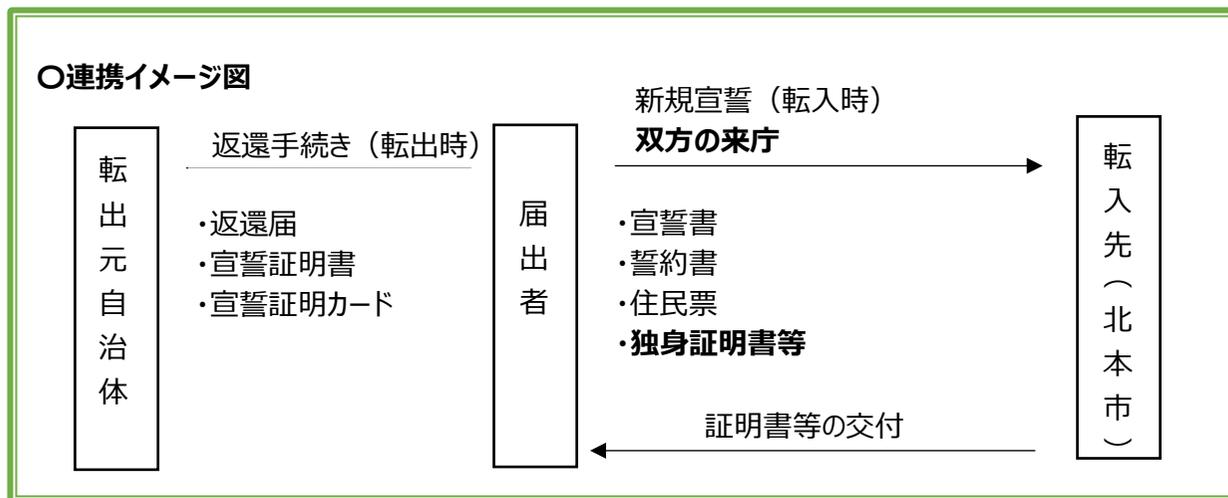
2 今後のスケジュール

令和6年4月12日 自治体間連携協定締結式予定

改正イメージ図（転入の場合）

<改正前>

- ① 転出元自治体に宣誓証明書等を返還
- ② 転入先自治体（北本市）に双方来庁
のうえ再度宣誓（要 独身証明書等）



<改正後>

- ① 転入先自治体（北本市）に双方または一方来庁あるいは郵送にて届出
- ※ 転出元自治体へは北本市より連絡

